

全学共通利用スペース使用内規の一部改正について

改正理由：以下の理由により，使用資格の見直し及び使用目的，使用期間，「オープンラボ」の名称の追加並びに字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

- ・使用目的，使用期間の追加により許可基準及び年次申請を明確化するため
- ・大学発ベンチャー企業・法人を全学共通利用スペースの使用資格に追加するため
- ・第四期中期目標・中期計画で掲げている「オープンラボ」を確保するため

改 正	現 行
(趣旨) 第1 この使用内規は，東京学芸大学施設の有効活用に関する規程（平成12年規程第7号。以下「規程」という。）第10条及び第11条の規定に基づき，<u>大学が戦略的に使用する全学共通利用スペース（以下「共通スペース」という。）の運用等</u>に関し，必要な事項を定める。 (使用資格) 第2 共通スペースを使用出来る資格を有するものは，次の各号に該当するものとする。 (1) <u>本学に雇用されている教職員</u> (2) <u>国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程（令和2年規程第29条。以下「ベンチャー支援規程」という。）第8条の規定により支援の決定の通知を受けたもの</u> (3) <u>その他国立大学法人東京学芸大学施設整備会議（以下，「施設整備会議」という。）が認めたもの</u> (使用目的) 第3 共通スペースを使用出来る使用目的は，次の各号に該当するものとする。 (1) <u>建物の改修等に伴う工事中の部屋の仮移転</u> (2) <u>大学発ベンチャー企業・法人による使用</u> (3) <u>外部資金による教育研究等のための研究室</u> (4) <u>戦略的配置教員，特任教員のための教員室</u> (5) <u>その他施設整備会議が認めた目的</u> (使用期間) 第4 共通スペースの使用期間は1年とし，<u>使用の継続を希望する場合は，新たな申請手続きを行い，使用の許可を受けなければならない。</u>	(趣旨) 第1 この使用内規は，東京学芸大学施設の有効活用に関する規程（以下「規程」という。）第10条及び第11条の規定に基づき，全学共通利用スペース（以下「共通スペース」という。）の運用等に関し，必要な事項を定める。 (使用資格) 第2 共通スペースを使用出来る資格を有するものは，次の各号に該当するものとする。 (1) <u>修士課程・教職大学院の課程・博士課程の学生を多く抱えている講座・分野・教室等</u> (2) <u>教育上の特別の理由がある講座・分野・教室等</u> (3) <u>学術的，先端的なプロジェクト研究及び共同研究等を行っている講座・分野・教室等又は予定の講座・分野・教室等</u> (4) <u>事前に予約して臨時的に使用を希望し，国立大学法人東京学芸大学施設整備会議（以下，「施設整備会議」という。）の了解を得た講座・分野・教室等</u> (5) <u>その他施設整備会議が認めた講座・分野・教室等（特任教員を含む）</u>

(使用の申し込み) <u>第5</u> 共通スペースの使用を希望する使用者等の代表者は、使用申込書（別紙様式1）を施設整備会議に提出する。 <u>2 第2の第2号に該当するものは、大学発ベンチャーへの支援決定通知書を併せて提出するものとする。</u> (使用の決定) <u>第6</u> 施設整備会議は、使用申し込みがあった使用者等の中から、<u>第2及び第3</u>に基づき使用者等を選定し、施設整備会議の協議を経て、学長が決定する。 (使用の取消し) <u>第7</u> 学長は、使用決定した使用者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、施設整備会議の協議を経て、使用の決定を取消することができる。 (1) 学内諸規定及び使用許可条件に違反した使用者等 <u>(2) ベンチャー支援規程第13条に定める支援の決定が取り消された場合</u> <u>(3) その他全学において、管理運営上特別に必要なが生じた場合</u> (原状回復) <u>第8</u> 使用期間を終了した使用者等は、共通スペースを原状に回復の上、<u>明渡さなければならない。</u> <u>第9・第10</u> 〔省略〕 (使用料) <u>第11</u> 共通スペースの使用目的が外部資金（競争的資金、受託事業、受託研究、共同研究等）による教育的研究等である場合に、当該使用者等の代表者は規程第9条の2に規定するスペースチャージ制度に基づく使用料（以下「使用料」という。）を負担するものとする。ただし、学長が特に必要と認める場合については、この限りでない。 <u>2 前項に該当する共通スペースは、名称を「オープンラボ」とする。</u> (使用料の算定及び徴収) <u>第12</u> 〔省略〕 <u>第13・第14</u> 〔省略〕 (雑則) <u>第15</u> この使用内規の定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、施設整備会議の協議を経て、学長が決定する。 〔省略〕 別紙様式1 年 月 日	(使用の申し込み) <u>第3</u> 共通スペースの使用を希望する使用者等の代表者は、使用申込書（別紙様式1）を施設整備会議に提出する。 (使用の決定) <u>第4</u> 使用申し込みがあった使用者等の中から、<u>使用内規第2の規定に基づき適当と認められる使用者等</u>を選定し、施設整備会議にて協議し学長が決定する。 (使用の取り消し) <u>第5</u> 次の各号に該当した使用者等の使用は、施設整備会議にて協議し、学長がこれを取り消すことができる。 (1) 学内諸規則及び使用許可条件に違反した使用者等 <u>(2) その他全学において、管理運営上特別に必要なが生じた場合</u> (原状回復) <u>第6</u> 使用期間を終了した使用者等は、共通スペースを原状に回復の上、<u>明け渡さなければならない。</u> <u>第7・第8</u> 〔省略〕 (使用料) <u>第9</u> 共通スペースの使用目的が外部資金（競争的資金、受託事業、受託研究、共同研究等）による教育的研究等である場合に、当該使用者等の代表者は、規程第9条の2に規定するスペースチャージ制度に基づく使用料（以下「使用料」という。）を負担するものとする。ただし、学長が特に必要と認める場合については、この限りでない。 (使用料の算定及び徴収) <u>第10</u> 〔省略〕 <u>第11・第12</u> 〔省略〕 (雑則) <u>第13</u> この使用内規の定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、施設整備会議にて協議し学長が決定する。 〔省略〕 別紙様式1 年 月 日
--	--

全学共通利用スペース使用申込書

東京学芸大学長 殿

(申込者) 所属等
氏 名

全学共通利用スペースを使用したいので、次のとおり申し込みます。使用を許可された場合は、下記の使用許可条件及び学内諸規則を遵守します。

教育研究チーム等の代表者	所 属 等	
	氏 名	
	連 絡 先	TEL : E-Mail :
使 用 者	所 属 等	
	氏 名	
	連 絡 先	TEL : E-Mail :
使 用 目 的	☐ 建物の改修等に伴う工事中の部屋の仮移転 ☐ 大学発ベンチャー企業・法人による使用 ☐ 外部資金による教育研究等のための研究室 ☐ 戦略的配置教員、特任教員のための教員室 ☐ その他 () (教育研究テーマ等)	
期待される成果		
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
教育研究等経費の財源		

全学共通利用スペース使用申込書

東京学芸大学長 殿

(申込者) 所属等
氏 名

全学共通利用スペースを使用したいので、次のとおり申し込みます。使用を許可された場合は、下記の使用許可条件及び学内諸規則を遵守します。

教育研究チーム等の代表者	所 属 等	
	氏 名	
	連 絡 先	TEL FAX E-Mail
使 用 者	所 属 等	
	氏 名	
使 用 目 的	☐ 学内の教育研究 (授業・各種演習等) ☐ 受託、共同研究等のプロジェクト又は各種補助事業 ☐ その他 () (教育研究テーマ等)	
期待される成果		
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
教育研究等経費の財源		

外部資金の有無	有 ☐ 無 ☐	外部資金 の種類		外部資金 の事業名	
希望使用場所	号館 室（別紙図面のとおりに）				
使用許可条件	1 継続して使用する場合は、新たな申請手続きを行い、使用の許可を受けること。 2 工作物・設備等の設置及び管理運営に必要な全ての経費は使用者等負担とすること。 3 使用にあたっては、鍵を1本施設課に貸与すること。 4 教育研究等の実施期間中は、必ず教員1名を常駐させること。 5 スペースチャージ制度における使用料負担の対象となる場合、100円/㎡・月を負担すること。 6 仮移転優先スペースの使用期間については、各年度において個別に定める期間とする。 7 使用期間内に退去しない場合は、代表者の責において部局管理スペースから同等面積以上のスペースを抛出すること。 8 部屋の使用状況確認等の調査を実施する場合は、協力すること。				
附 則 この内規は、令和7年10月3日から施行し、令和8年度全学共通利用スペースの使用から適用する。					

外部資金の有無	有 ☐ 無 ☐	外部資金 の種類		外部資金 の事業名	
希望使用場所	号館 室（別紙図面のとおりに）				
使用許可条件	1 使用にあたっては学内諸規則を遵守すること。 2 教育研究等に必要な全ての経費は、使用者等の負担とすること。 3 許可された部屋等は研究代表者が責任をもって管理すること。 4 防災に万全の注意を払うこと。 5 教育研究等の実施期間中は、必ず教員1名を常駐させること。 6 有効活用につとめること。 7 スペースチャージ制度における使用料負担の対象となる場合、100円/㎡・月を負担すること。 8 仮移転優先スペースの使用期間については、各年度において個別に定める期間とする。 9 使用期間内に退去しない場合は、代表者の責において部局管理スペースから同等面積以上のスペースを抛出すること。				